



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 2 号 令和 5 年 2 月 2 8 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 0	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	長寿いきがい課
6 1	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
6 2	同	同
6 3	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課

徳島県告示第六十号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
橋本病院	徳島市中常三島町三丁目二番地一	医療法人橋本病院	介護療養型医療施設	令和五年二月二十八日

徳島県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	加藤 久誠

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン北島
所在地 板野郡北島町高房字川ノ上二―一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目四番地	岩本 隆雄
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 博丈
ペットパートナーズ株式会社	大阪府堺市中区八田西町一丁目一番一六号	鎌田 守
有限会社エムアンドエム	板野郡藍住町勝瑞西勝地二七八番地一	松永 隆志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社いぶき	兵庫県洲本市五色町広石下一三八六番地	葛城 宏治

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和五年一月十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちなみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七一	柳澤 隆行

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板
所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目四番地	岩本 隆雄
株式会社西松屋チエーン	同 飾東町庄二六六番の一	大村 禎史
株式会社池田	徳島市新町橋一丁目一一番地	吉村 彰介
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 博丈
浜田 重夫	板野郡上板町椎本字中ノ内三番地	
有限会社みやたけ呉服店	同 板野町大寺字亀山西一六六番地二	宮武 久夫

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番の一	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一一番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
有限会社みやたけ呉服店	板野郡板野町大寺字亀山西一六六番地二	宮武 眞佐子

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和五年一月十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び上板町産業課

- 2 縦覧の期間 令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び上板町産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第六十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字桑内二一五、字山神下五二、中庄二九六四の七七七、三六六八の一、三六六八の二、三六六九の二、三六八九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑内二一五・字山神下五二・中庄二九六四の七七七・三六六八の一・三六六八の二・三六六九の二・三六八九の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。

）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）